

平成27年12月15日

第71回 神戸市個人情報保護審議会

移動支援助成システム（旧重度心身障害者タクシー利用助成システム）の情報項目の追加及び自動車燃料費助成支払口座管理システムの構築について

（保健福祉局）

神保障第 3788 号  
平成 27 年 12 月 1 日

神戸市個人情報保護審議会  
会長 西村裕三様

神戸市長 久元喜



諮 問

神戸市個人情報保護条例第 11 条第 1 項の規定に基づき、下記の事項について貴会の意見を求めます。

記

移動支援助成システム（旧重度心身障害者タクシー利用助成システム）の情報項目の追加、及び自動車燃料費助成支払口座管理システムの構築について（条例第 11 条「電子計算機処理の制限」に関して）

担当：保健福祉局障害福祉部障害福祉課

移動支援助成システム（旧重度心身障害者タクシー利用助成システム）の情報項目の追加（条例第 11 条「電子計算機処理の制限」に関して）について

**【情報追加の項目】**

- ・ 事業項目（タクシー・燃料費）
- ・ 燃料費助成金額
- ・ 請求書受領日

自動車燃料費助成支払口座管理システムの構築について（条例第 11 条「電子計算機処理の制限」に関して）

**【自動車燃料費助成交付者情報】**

- ・ 氏名（カナ・漢字）
- ・ 住所
- ・ 生年月日
- ・ 福祉施策受給者番号
- ・ 銀行番号
- ・ 銀行名
- ・ 支店番号
- ・ 支店名
- ・ 預金種目
- ・ 口座番号
- ・ 受取人名（カナ）
- ・ 振込金額

## 移動支援助成システム（旧重度心身障害者タクシー利用助成システム）の情報項目の追加及び自動車燃料費助成支払口座管理システムの構築について

### 1 背景・趣旨

障害者の社会参加を促進し、障害者のニーズにあった支援制度を更に充実するため、自動車を使用している重度者の自動車の燃料費助成の一部を助成する「自動車燃料費助成制度」を創設する。

### 2 概要

#### (1) タクシー利用助成システムの改修による新たな移動支援助成システムの構築

自動車燃料費助成制度を重度心身障害者タクシー利用助成システムの改修によって扱えるようにする。

「事業項目（移動支援施策の選択状況（タクシー利用助成か燃料費助成）」及び「請求書受領日（燃料費助成選択の場合のみ）」の項目を追加する。

また、自動車燃料費助成の利用・請求に必要な請求書等自動車燃料費助成業務に必要な帳票を出力できるように改修を行い、各福祉事務所にて交付申請等窓口業務を行う。

#### (2) 自動車燃料費助成支払口座管理システムの構築

自動車燃料費助成の支給は、利用者から請求書と対象のガソリンスタンドで利用された領収証、さらに利用者が振込を希望する口座通帳の写しを障害福祉課にて受理し、支給額を決定したうえで、利用者が希望する口座に燃料費助成を支給する。

このため、自動車燃料費助成の利用者に対して適切かつ速やかに支払を行うために、新たな移動支援助成システムのサブシステムとして専用パソコンを設置し、利用者の基本情報と口座情報を管理する。

利用者の基本情報は、新たな移動支援システムから「USB」を用いて入手し、利用者から提出される口座情報と支給決定金額を障害福祉課にて入力し、「フロッピーディスク」を用いて抽出して会計室へ提出し、支払処理を依頼する。

### 3 効果

#### (1) タクシー利用助成システムの改修による新たな移動支援助成システムの構築

自動車燃料費助成の交付決定は、各福祉事務所にて行うが、タクシー利用助成システムを改修し、新たな移動支援システムとしてタクシー利用助成と一元的に情報を管理することで、約6,000人を見込んでいる交付対象者に対して、各福祉事務所ですべて正確かつ速やかに支給決定・資格喪失・更新手続き等の事務が行える。

#### (2) 自動車燃料費助成支払口座管理システムの構築

自動車燃料費助成の支払事務は、障害福祉課にて行うが、利用者の基本情報を新たな移動支援システムから専用パソコンへ取得・管理・処理することで、専用パソ

コンへの基本情報の入力作業を短縮することができ、事務の効率化につながる。

#### 4 実施計画

平成 27 年 12 月～

タクシー利用助成システム改修

平成 28 年 9 月～

平成 28 年度分燃料費助成申請受付開始

#### 5 処理件数

約 6,000 人（平成 28 年度利用者見込み数）

#### 6 個人情報の保護

「神戸市個人情報保護条例」及び「電子計算機処理に係るデータ保管管理規程」に基づき、本件に関して以下のとおり厳格に対処する。

##### (1) システム上の保護

ア 「自動車燃料費助成支払口座管理システム」専用のパーソナルコンピュータ（以下、「PC」という。）の操作にあたっては、ユーザー I D 及び暗証番号の設定を行い、PC の操作を関係職員に限定する。

イ 個人情報に係るデータについては、入退室制限を設けた保管場所に設置されている PC で管理する。

ウ PC はスタンドアロンの専用とし、外部からの不正アクセス行為を受けることを防止するとともに、コンピュータウイルスからの感染を防止する。

エ PC と福祉情報システムとは接続せず、データの受け渡しはパスワードを施した本業務専用の電子記録媒体（USB）を用いて行うとともに、ウイルス対策ソフトを導入することにより、コンピュータウイルスからの感染を防止する。

##### (2) 運用上の保護

ア パスワードは定期的に変更する。

イ PC を管理している保管場所への入退室は、関係職員のみ限定とする。

ウ 保存年限（5 年）を経過したデータは、速やかに消去し、データ記録媒体はデータシュレッダー処理などの方法で、記録の内容を復元できない状態にして廃棄する。

エ 保存年限（5 年）を経過した帳票は、シュレッダーや焼却処分など確実に速やかに廃棄する。

オ 個人情報の適正な取扱いを確保するために、関係職員に対して必要な研修及び指導を行うとともに、個人情報の適正管理についての点検を行う。

移動支援助成システム（旧重度心身障害者タクシー利用助成システム）の情報項目の追加と自動車燃料費助成支払口座管理システムの構築について（案）

